

2016年6月吉日

お客様各位



ニュースターライン株式会社

〒460-0003

名古屋市中区錦一丁目17番13号

名興ビル5階

TEL: 052-218-3737

## SOLAS条約改正に伴う輸出コンテナ総重量の確定/申告に関するお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件に関しまして本年7月1日より発効される改正SOLAS条約では「総重量の確定方法と重量確定責任の事業者」が明確に規定されました。これにより、国際海上輸送コンテナに関しては、改正 SOLAS 条約及び国土交通省が定めた制度に基づき計測されたコンテナ総重量を、船積み前に船社又は代理人(ターミナル)等に提供する必要があります。

お客様におかれましては、改めて国土交通省のホームページより内容をご確認、ご理解頂きまして、法令に遵守した形での貨物重量確定方法、及び重量情報の伝達を行って頂けますよう、お願い申し上げます。

改正 SOLAS 条約に関する国土交通省のホームページは、以下ご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn8\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html)

### <<弊社対応とお願い>>

1: 弊社は、NVOCC事業を行う立場で『届出荷送人』を取得致しました。

#### 2: <LCL>

弊社は、お客様もしくは、お客様指定の関連業者様から頂戴します船積関連書類に基づき、同じコンテナに積み合わせた貨物の各重量、ラッシング材等、コンテナ自重等を足し合わせたコンテナ総重量確定を行います。

お客様におかれましても従来通り、計量法に基づいた正確な測量にて申告くださいますようお願い申し上げます。

尚、弊社指定倉庫での重量測量をご希望される際は、事前に弊社営業担当か、カスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

#### 3: <FCL>

お客様自身で『届出荷送人』の届出をされるか、起用されている海貨業者様等を『登録確定事業者』として登録して頂くなどして、国交省発表のガイドラインに基づき、適正に確定したコンテナ総重量を搬入票に記載するようお願い申し上げます。

ご質問あるいはご懸念事項等がございましたら、弊社営業担当か、カスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

今後において、「総重量の測量方法の手順書」や、「確定重量の搬入票」に関する確認をさせて頂く可能性もございます。

お客様におかれましても、改定の主旨をご理解頂き、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上